

保険者に責任がない旨規定しているが、本地震約款における「延焼」とは、「原因が直接である」と間接であることを問わず、地震……に因つて生じた火災の「延焼」を意味することは疑いないといふべきである。文理解釈によれば、本地震約款では「その延焼」と定めているのであるから、ここにいう「その」とは延焼の直前にある「地震に因つて生じた火災」を意味することは明らかである。また、全体的構文からしても「原因が直接である」と間接であることを問わず」という文言が「延焼」と「その他の損害」をそれぞれ修飾するものとは考えられない。けだし、「その他の損害」とは普通保険約款一条二項の規定に基づきてん補されるべき消防または避難に必要な処置によつて生じた損害も地震火災の場合には免責される旨を規定するために設けられたと解すべきであるから、これに「原因が直接である」と間接であることを問わず」という修飾語がつくことはありえない、という。

〔判旨〕 請求棄却。

一 「火災保険普通保険約款五条一項八号では「火災及びその延焼」として火災と延焼とを区別して規定しているのであつて、このことにかんがみると、同条項にいう「火災」とは延焼でない火災、すなわち火元の火災をいうものと解され、またこれを条項の文理に即してみて

も、同条項は「原因が直接であると間接である」と問わず地震に因つて生じた火災」と規定し、延焼については前記のとおり「及びその延焼」としてこれを（火元の）火災と截然と区別しているのだから、この文理に照らし、「原因が直接である」と間接であることを問わず地震に因つて生じた」は「火災」にかかり、「その延焼その他の損害」を修飾するのではないと解するのが相当である。したがつて、同条項にいう「その延焼」とは、地震に因つて生じた（火元の）火災の延焼をいうものと解するのを相当とする……」

二 「本件第二火災の火元の火災（火源）は、A工場の第三資材倉庫内に格納されていたヘガネス鉄粉の自然発火であると認めるのが相当である。そして、火災保険普通保険約款および組立保険普通保険約款の地震免責条項によつて保険者が保険金支払いの義務を免れるためには、火元の火災が直接的であると間接たるとを問わず地震に因つて生じたものであることを要すると解すべき……であるところ、上記のヘガネス鉄粉の自然発火が、本件地震に因り地下水や海水が第三資材倉庫内に侵入し、ヘガネス鉄粉がこれと接触することに因つて生じたものであることは、前認定に徴しいうまでもないところであるから、本件第二火災の火元の火災は、間接的にはあるが、本件地震

に因つて生じたものといふべきである。そうであるとすれば、この点に関するY₁保険会社らの前記免責の抗弁は、ついに理由があるといわなければならない。」

〔評釈〕 地震免責約款の解釈には反対
一 本判決は、地震免責約款の解釈について、火元の火災が直接であると間接であるを問わず、地震に因つて生じたものであることを要する、と判示し、この点については、Y₁保険会社らの主張を斥けたが、結局は、火元の火災は、間接的にはあるが、本件地震に因つて生じたものである、と認定し、Y₁保険会社らの免責の抗弁をみとめ、X₁などのY₁保険会社らに対する保険金請求の訴を斥けたわけである。

両当事者の火災保険約款の解釈の争点は、地震に因つて石油が流出したことは明らかであるが、この場合に、火元の火災が地震に因つて生じたものであることを要するというのが、X₁側の主張であり、それを必要とせず地震に因つて流出した石油に引火して火災が発生したことをもつて足りるというのが、Y₁保険会社側の主張である。まず、このことを明らかにしておくたい。

二 判旨には、いくつかの検討を要する問題を含んでいる。第一に、本事案で現に問題となっている組立保険についても、火災保険における同様に解釈するのが相当である、との前提に立ち、いず

れの場合にも延焼火災損害の場合に火元の火災が地震に因つて生じたものであることを要する、と判示しているわけであるが、これによいのかという疑問が生ずる。火災保険普通保険約款五条一項は、「当会社は、次に掲げる損害をてん補する責に任じない」と規定し、第八号は、「原因が直接である」と間接であることを問わず、地震……に因つて生じた火災及びその延焼その他の損害」と規定している。これに対して、組立保険普通保険約款第六条は、「当会社は、直接であると間接であるを問わず、保険の目的につき次に掲げる事故により生じた損害に対しては、てん補する責に任じない」と規定し、その三号に「地震……による事故」とある。火災保険普通保険約款と異なり「及びその延焼その他の損害」という文言のないことを留意しなければならぬ。

第二に、地震免責条項における因果関係について、判旨は、同条項の文理に徴し、地震と保険事故たる火災との間の因果関係の有無が問題となると判示しているが、これによいのか、つまり、地震と損害との間の因果関係が問題となる、と解すべきでないか、という疑問が生ずる。第三に、判旨は、「原因が直接である」と間接であることを問わず地震に因つて生じた」とは、火元の火災の発生原因についての語句である、と判示しているが、これによいのか疑問である。ま

た、「原因が直接」というのは、たとえ現に火力を用いつつある場合に地震に因つて建物が倒壊し火災を生ずるような場合をさし、「間接」というのは、たとえば現に火力を用いていない場合に地震によつて薬品等可燃性の物資が転倒するなどして摩擦等を起し、これにより発火して火災を生じたような場合をさすものと解せられる、と判示しているが、「直接」・「間接」の意義は、このようなものなのか、という疑問もでてくるのである。第三点は、第一点、第二点それぞれに關係する問題である。以上の三点について検討したい。

三 わが国における地震免責事項は、古くからある。明治二六年一〇月に約款改正があり、ここにおいてはじめて現代的な火災保険が誕生したといわれている。その約款第六条は「左ノ場合ニ於テハ当会社ハ損害弁償ノ責ニ任セス」と規定し、その第六号は「震災ニ原因スル火災及其他ノ損害」と規定していた（北沢有勝・火災普通保険約款論一〇三頁。さらに、明治三三年頃に統一改正法が作成され、これを各社が使用するに至つた。その一条五号に「原因ノ直接ト間接トヲ問ハズ地震……ノ為メニ生シタル火災及ヒ其延焼其他ノ損害」については損害填補の責に任ぜずとの規定を設けるに至つた（北沢・前掲書一三五頁。現行の地震免責事項が「……に因つて」とあるところが異

なるだけである。現行約款は、昭和一六

年にできたものである。また、上述のごとく組立保険普通保険約款は、なら「及びその延焼その他の損害」という文言はないし、また他の約款たとえば住宅（店舗）総合保険普通保険約款第五号第二項は、「当会社は、その原因が直接であると間接であるとを問わず、損害……が次に掲げる事故によつて生じたときは、保険金を支払う責に任じません」と規定し、第二号に「地震……」と規定しているにすぎない。

判旨の指摘することく「免責事項は保

険者に有利に類推ないし拡張解釈をなすべきではない」ことは当然のことながら、わが国の現行火災保険約款が「火災及びその延焼その他の損害」とあることにより、たんに「損害」とある場合よりも免責の範囲が狭くなるがごとき解釈論はおかしなことといわざるをえない。たとえば、上述のごとき組立保険・住宅（店舗）総合保険の保険の目的が地震に因つて滅失したとするならば、このことは一層明らかである。つまり、火元の火災が地震に因つて生じたものであるか否かに

判示しているが、地震免責事項の文理に

徴してもこのようにはならない。火災保険普通保険約款第五号は「次に掲げる損害をてん補する責に任じない」（傍点筆者）と規定し、第八号に「……地震に因つて生じた火災及びその延焼その他の損害」（傍点筆者）とあるわけで、「地震」と「損害」との因果關係の有無のみが問題とすべきことは明らかではなからうか。すなわち、「……火災その延焼」というのは、最後の「損害」にかかる。つまり、地震免責事項は、地震に因つて生じた「火災損害」、地震に因つて生じた「延焼損害」、地震に因つて生じた「その他の損害」を免責と規定したものと理解すべきである。もつとも、地震に因つて「火災損害」が発生した場合には、「地震」と「火災損害」とのつながりがあるか否かの判断にあつて、「地震」と「火災事故」との間の因果關係が論理的に判断される場合がありうることは当然のことである。

判旨は「原因が直接であると間接であるを問わず地震に因つて生じた」というのは、火元の火災の発生原因についての語句であるとして、「原因が直接」というのは、たとえば現に火力を用いつつある場合に地震によつて建物が倒壊し火災を生ずるような場合をさし、「間接」というのは、たとえば現に火力を用いていない場合に地震によつて薬品等可燃性

の物質が転倒するなどして摩擦を起し、

これにより発火して火災を生じたような場合をさすものと解せられる、と判示している。X側の主張を採用したわけである。この点につき、かつて三浦義道博士は、地震免責事項の文理解釈として、同号により保険者が免責される場合は、(一)原因の直接たる間接たるを問わず、地震の為に生じた火災、(二)その延焼という二つの場合であり、同号にいう「その延焼」の「その」は(一)の火災そのものを意味する、と説かれ、さらに「直接」「間接」の具体例として、判旨にある例を挙げられているわけである（三浦・地震約款論三八頁。結局、判旨は、三浦義道博士の見解に従つたものといえよう。文理解釈としては、判旨のごとく「原因が直接であると間接であるとを問わず」という文言が「地震……に因つて生じた火災」にかかるものであつて、「その延焼」を修飾する文言でないとも解しうるし、

また逆に、Y「保険会社側の主張することく「その延焼」を修飾する文言であるとも解しうる。要するに、いずれにも解しうるのであつて、文理解釈だけでは判断しえないといわざるをえない。結局、地震免責事項の設けられた趣旨を含めて、その条項の合理的解釈がなされなければならない。ただ火力を用いているために地震に因つて建物が倒壊して火災が生ずることも、薬品等可燃性の物質が転

倒し摩擦を起こし、発火して火災を生ずることも、いずれも地震に因る火災事故の発生の態様に相違があるとしても「直接」「間接」の相違を両者にみとめることは困難ではなからうか。「原因の直接である」と間接であるを問わず」という文言につき、文理解釈として「地震」と「火災」とが直結する場合のみならず、この両者間に他の幾多の事実が介在しても、すなわち地震が火災の遠因であつても保険者免責となることを意味する、と説き、ここに「原因の直接である」と間接であるを問わず」の意味がある、とする見解もある(野津務「地震免責約款の解釈」損害保険研究三四巻三九頁)。しかし、この見解には多少の疑問がある。かつて、ジャマイカにおいて大地震があり、イギリスの一九〇八年の Total, Broadhurst Lee Co. v. London and Lancashire Fire Insurance Co. 事件で、Bigham 裁判官は、近因に関する保険法の原則は、特別の契約のある場合には適用されない。地震は、火災の近因たりえない。地震に因つて生ずる突然の震動が燃えている石炭を炉からある物質の上に投げつける場合に、近因の原則に従つて、近因が一体地震であるかどうか疑問である。遠因が地震であつて、その地震が燃えている石炭を物質の上に炉からとばされたのである、と判断していることが注目されるのである (Yamv, General principles of

insurance law, 1966, p. 325)。つまり、火災保険約款における地震免責条項で問題となるのは、遠因すなわち「間接損害」が地震免責条項の解釈として重要視されることになるのである。判旨の直接・間接の区別として引用する例は、両者とも同じことであつて、そこに相違するところがないのではなからうか。

四 原因が「直接」というのは、直接地震損害であり、原因が「間接」というのは、間接地震損害である、と解した。直接地震損害とは、地震倒壊損害をいい、建物の倒壊により発生した損失およびそれにより動産(建物と一体をなす)に生じた損害であり、間接地震損害の場合には、火災損害および爆発損害が重要であつて、その一として、ガスの破裂、電気ショート、火床からの火の落下による火災損害、その二として、地震火災より転移による火災損害、その三として、地震が直接の原因でないが地震に因り作られた状態がその拡大および強化に決定的影響を及ぼす火災損害すなわち水の欠乏、道路の破壊などにより消防活動が不可能であることによる火災損害、さらにまた津波・洪水・山くずれ・地すべり・雪なだれによる損害が挙げられてゐる (Seiler, Erdbeben und Versicherungs-ZVV, Bd. 40, 1940, S. 51; Rommel, Erdbebenversicherung, Handwörterbuch des Versicherungswezens, Bd. 1, 1968, S. 558.)

わが地震免責条項の「原因の直接」というのは、「その他の損害」にかかり、それは倒壊損害であり、「原因の間接」というのは、「火災損害」、「延焼火災損害」、「その他の損害」にかかる。したがつて、「地震」に因る「倒壊損害」・「火災損害」・「延焼火災損害」・「その他の間接損害」を免責としたものと理解すべきである。

判旨は、火元の火災が地震に因つて生じたことを必要とする、と判示しているわけであるが、それは全く理由がないといわざるをえない。火元が地震に因つて発生したものでなくとも延焼火災損害が地震と因果関係のある場合つまり地震に因つて発生した状態が延焼火災損害に決定的影響を与えるという場合には当然に地震免責条項が適用される、と解すべきである。

なお、地震に因る家屋の倒壊(火災によらない)が免責されることは当然のことであり、これを直接地震損害として考ええない、との反論もありえようが、たとえ火災保険普通保険約款第五条第五項・第六項は「火災に因ると否とを問わず」と規定して「破裂又は爆発の損害」、「放射線照射又は放射能汚染の損害」を免責としてゐることなどをかんがみてみてもかかる反論は正しいものではない。またアメリカの火災保険約款においても、倒壊損害(火災によらない)を免責とする旨を規定し

ていたことも参考に値しよう (Yancey, Handbook on the law of insurance, 1931, p. 865)。

なお、本判決は、相当因果関係説に立つことを明らかにしている。火災により爆発を生じ損害が発生したケースにつき、大審院昭和二年五月三十一日判決(民集六巻二二五二頁)は「爆発損害カ火災ト相当因果関係ヲ有スル限リ保険者ハ其ノ損害填補ノ責ニ任スヘキモノ……」と判示し、相当因果関係説に立つことを明らかにした。本判決もまた相当因果関係説に立つている。この点異論のあるところであるが、火災保険においては、相当因果関係を採用することによりとくに不都合を生じることはいないことを指摘するととどめ、本評釈では深く立ち入らない。判旨第二点は、事実認定の問題であり評釈の限りではない。

〔昭和四四年度 補遺〕

26 有限会社の取締役の第三者責任—業務を一任された被用者が手形・小切手を乱発した事例

有限会社法三〇条ノ三
名古屋地裁半田支部昭和四四年九月二四日判決
〔昭和四三年(ワ)第六四号、須崎自動車(株)会社対神谷憲一損害賠償請求事件〕
判例時報五七八号七九頁

(石田 満)